

## 農業公社の取り組み状況

## 年間目標 100ha の農地流動化

世界一のカルデラをもつ阿蘇山から、「ひのくに」とも称される熊本県。その地において、年間100ヘクタールの合理化事業の売買実績をはじめとして、公共育成牧場にて乳用牛・肉用牛の預託育成や、県有種雄牛の精液採取、凍結精液の製造を行うとともに、23ヘクタールにおよぶ農業公園の管理運営も受託しているのが、(財)熊本県農業公社である。

合理化事業については、「県の基本方針に基づいて、売買事業を熊本県公社が行ない、貸借事業については県内のJA合理化法人にお願いするというかたちで、棲み分けを徹底しています」という徳永事業推進部長を中心に、県の南部を担当する高木業務課長と、北部を担当する竹村参事の3名が主力となって、県下63市町村のほとんどをカバーしている。

また今年度から初めて、JA鹿本に地方駐在員を配置するなどして、JA合理化法人を支援しつつ合理化事業のさらなる促進を目指している。

事業を推進する際にもっとも重視することは、との質問には、優良農地かどうか必ず現場を見てから買い入れるか否か判断すること、と答える3人。実際に現場に行ってみると、便宜交換が行われていて、公団と異なっていることもしばしばみられる。そのため、原則として農業委員の方に立ち会ってもらっている。

買受予定者への売渡しは、原則として認定農業者には担い手タイプで、そのほかの人には一般タイプで行っている。

近年の合理化事業の特徴について伺うと、「譲渡所得の基礎控除100万円がなくなつたこととも関連し、小さい面積の買入れが増えましたね」と答える徳永部長。だが買入れる面積が小さいものでも着実に合理化事業につなげることで、県内の農地流動化を促進している。



左から、徳永事業推進部長、竹村参事、高木業務課長。この3人で県下の合理化事業をカバー